

1.福岡市地域防災計画

災害対策基本法に基づく計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について定めるものであり、同法第42条に基づき、毎年、必要な修正を行っている。

今回、国のガイドラインや法律の改定などを踏まえ、さらに充実を図るもの。

2.本編の主な修正項目

(1) 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

○避難勧告・避難指示の一本化等（資料4：1頁、20～23頁）

- ・避難勧告・指示が一本化され、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方が包括的に見直されたことに伴い、次に掲げる事項へ修正

[修正事項]

- ・警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し
- ・警戒レベル4の避難勧告及び避難指示（緊急）を「避難指示」へ一本化
- ※発令のタイミングは改正前の避難勧告と同一
- ・警戒レベル5の名称を「緊急安全確保」に見直し

○個別避難計画の作成（資料4：13～14頁）

- ・避難支援等関係者等と連携し、個別避難計画を作成
- ・避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得て、避難支援等関係者に対し個別避難計画を提供

(2) 国の防災基本計画の修正に伴う修正

○新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正（資料4：14頁）

- ・平常時からの土砂災害警戒区域等、危険エリアに居住している自宅療養者等の確認
- ・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供の実施等

(3) その他修正

○福岡市災害対策本部体制の見直し（資料4：2～11頁）

- ・福岡市災害対策本部組織の改正、業務担当区分の明確化

3.原子力災害対策編の主な修正項目

○国の「原子力災害対策指針」との整合等（資料4：49～51頁）

- ・「原子力災害対策指針」との整合、表現の適正化等の文言の修正